

平成19年3月22日（木）

（午前9時31分 開議）

○議長（上田順康君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は32人で全員であります。

○議長（上田順康君）これより本日の会議を開きます。

○議長（上田順康君）この際、報告いたします。

市長から平成19年3月20付橋総第193号をもって追加議案2件が送付されております。

次に、経済建設委員会委員長・平木君から平成19年3月14日付をもって議案1件が提出されました。

次に、文教厚生委員会委員長・岩田君から平成19年3月15日付をもって議案1件が提出されました。

次に議員・中西峰雄君ほか8人から平成19年3月20日付をもって議案1件が提出されました。

次に、議会運営委員会委員長・中西健君から平成19年3月22日付をもって議案2件が提出されました。

議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田順康君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番 霜竹君、22番 阪本君、31番 金山君の3人を指名いたします。

日程第2 請願第7号 重度心身障害児（者）医療費補助金事業において対象除外の65歳以上新規透析導入患者にも補助金事業の適用を要望する請願の取り下げの件

○議長（上田順康君）日程第2 請願第7号 重度心身障害児（者）医療費補助金事業において対象除外の65歳以上新規透析導入患者にも補助金事業の適用を要望する請願の取り下げの件 を議題といたします。

本件については、請願者から平成19年3月22日付をもって請願書の取り下げ願が提出されました。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております請願第7号 重度心身障害児（者）医療費補助金事業において対象除外の65歳以上新規透析導入患者にも補助金事業の適用を要望する請願の取り下げの件について、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、請願第7号 重度心身障害児（者）医療費補助金事業において対象除外の65歳以上新規透析導入患者にも補助金事業の適用を要望する請願の取り下げの件については、これを承認することに決しました。

日程第3 議案第24号 橋本市土地開発基金条例の一部を改正する条例について

○議長（上田順康君）日程第3 議案第24号 橋本市土地開発基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 1番 中上君。

〔1番（中上良隆君）登壇〕

○1番（中上良隆君）おはようございます。

委員長報告を行います。

去る3月8日の本会議において本委員会に付託された議案第24号 橋本市土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを審査するため、3月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その内容を報告いたします。

本条例は、新市発足に伴い、旧市町の土地開発基金積立金及び用地を継承し、平成18年3月1日から施行されているものである。合併以前に旧市町において本基金により先行取得された用地に関し、新市において検討を行ったところ、既に行政財産として利用されているもの、あるいは先行取得を目的とした用地で、事業が完了している用地、基金用地として引き続き保有しておく必要のない用地について、平成19年度一般会計予算において取得し、その後、基金として必要である積立金・土地を含め2億円を残し、残りを一般会計に繰り入れることに伴い、基金額が大きく変更となることから、基金額を明記する必要があるため本条例を改正するものである。

委員から、目的を達成した用地、あるいは達成されていない用地について ただしがあり、用地は全部で16カ所、そのうち13カ所について予算計上し、購入することになっており、本庁舎東側立体駐車場用地、上下水道部庁舎用地、橋本駅東駐輪場用地ほか10カ所、基金用地として保有するものとしては市街地開発事業関係で先行取得した用地、彦谷最終処分用地、元J Tの官舎用地であり、今後も補助金・交付金の対象となる可能性があるため、引き続き保有する との答弁がありまし

た。

条例を改正する必要があるのか とのただしがあり、本改正は基金用地を整理し、不要となった用地を普通財産等に移すことにより、用地の売却も含めて費用の軽減を図るとともに、基金を明確にするため改正するものである との答弁がありました。

彦谷最終処分用地と元J Tの官舎用地の現状、また、今回、16カ所のうち13カ所を行政財産に移行するが、売却可能な土地の筆数と面積、実勢価格について ただしがあり、彦谷最終処分用地は現処分場に隣接した用地であり、土地開発公社が保有している用地とも隣接している。また、元J Tの官舎用地は、国道24号拡幅工事に伴い、公共施設管理者負担金対象となる用地であるため基金で保有している。また、売却可能な用地は4カ所あり、総面積726㎡、実勢価格は坪7万円から10万円である との答弁がありました。

条例改正に伴い、基金を整理することによるメリット、デメリットについて ただしがあり、財政面でのメリットは、今回、土地開発基金を整理するにあたり、一般財源を必要とせず、塩漬けとなっている用地を整理できることが最大のメリットであり、デメリットは、基金が9,000万円弱であるので弾力が乏しいこと等である との答弁がありました。

以上、報告終わります。

議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 橋本市土地開発基金条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第26号 市道の認定及び廃止について

○議長（上田順康君）日程第4 議案第26号 市道の認定及び廃止について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 4番 平木君。

〔4番（平木哲朗君）登壇〕

○4番（平木哲朗君）おはようございます。

それでは委員長報告を行います。

去る3月8日の本会議において本委員会に付託された議案第26号 市道の認定及び廃止について を審査するため、3月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第26号は、国道371号道路改築事業関連で4路線、延長535.59m、京奈和橋本道路事業関連で6路線、延長1,734.5m、国道及び県道の改良工事関連で4路線、延長1,359.9m、開発関連で2路線、延長231.45mの計16路線を新たに市道として認定し、また、京奈和橋本道路事業に伴い、北馬場区内線1路線、293.3mを廃止するものであり、委員会は

さきに現地へ赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、県から移管される道路について舗装等修繕の必要な箇所が見受けられるが、移管される前に県に修繕をしていただけるのかとのただしがあり、移管までに修繕を要望したいとの答弁がありました。

学文路区内1号線は幅員が2.7mから4.9mとなっており、市道認定基準の幅員4.0mの条件を満たしていないことについて ただしがあり、市道認定基準に4mの幅員を確保する旨の条項があるが、本路線は旧国道で、特に市長が認めるものという条項を適用して市道として移管を受けたいと考えているとの答弁がありました。

学文路区内の1号線について、市道の認定以降、市民から拡幅要望が出てきた場合の対応について ただしがあり、地元の協力が得られ、補助対象事業として適用できれば対応は可能と考えられるが、拡幅するにはかなりの用地が必要であり、財源的に市単独での対応は非常に難しい状況であるため、現況のままをご理解を願うことになるとの答弁がありました。

今回、総延長3,861.44mの市道認定による交付税算入額について ただしがあり、平成16年度では経常経費として1,000㎡当たり11万4,000円、投資的経費として1km当たり38万円が交付税に算入されているとの答弁がありました。

今回移管される道路について地元要望も引き継ぐことになるのかとのただしがあり、移管においてどういった地元要望があるのかを確認し、移管前に要望にこたえられる案件については県で処理いただくよう協議したいとの答弁がありました。

以上、報告を終わります。

議員各位のご賛同、よろしく申し上げます。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 市道の認定及び廃止について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（上田順康君）日程第5 議案第20号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 5番 岩田君。

〔5番（岩田弘彦君）登壇〕

○5番（岩田弘彦君）それでは委員長報告を行います。

去る3月8日の本会議において本委員会に付託された議案第20号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を審査するため、3月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報

告いたします。

市民病院職員の定数について、医師及び看護師の職員増をすべく、現在の職員定数252人を314人に改正するものである。これは、平成19年度に市民病院5病棟、東病棟の開設、さらに平成20年4月予定の診療報酬改定も見据え、歳入の確保としてDPC機能評価係数改善の観点から、現在の10対1看護を7対1看護へと看護体制基準の格上げをめざすものである。

委員から 看護体制基準の格上げを行うと、準夜勤、深夜勤の人員配置及び看護サービスはどうなるのか とのただしがあり、現在の病棟は3人体制であるが、格上げとなると3人体制と4人体制の病棟が存在し、4人体制の病棟へは急性期の患者が入院することとなり、手厚い看護を受けることが可能となるとの答弁がありました。

現在の10対1看護から7対1看護へ看護体制基準の格上げをめざしているが、病院の収益はどうなるのか とのただしがあり、診療報酬上では10対1看護は1日患者1人につき1万2,690円、7対1看護は1万5,500円の看護料収入となる。この差額2,860円に平均入院患者数240人と365日を乗じ計算すると、年間約2億5,000万円の増収となる。ただし、看護師の増員に伴う約2億円の人件費が必要となり、差し引き約5,000万円の収益増が見込まれる との答弁がありました。

議員各位の賛同、よろしくお願いたします。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。